

感染症の登園停止について

学校法人ブリッジ学園
認定こども園 相 浦幼稚園
東相浦幼稚園
はじめ保育園

当幼稚園・保育園では感染症の予防の為、学校保健安全法施行規則に従い登園停止について下記のように取り計らいます。

医師に出席停止の診断・指示を受けた日から登園許可日までの日数は、通常の欠席(病気、けが、事故、私用など)とは区別され、「出席停止」として学級閉鎖や忌引と同じ区分に記録されます。

登園停止が必要な感染症

第1種

病名	登園停止期間
コレラ・赤痢・腸チフスなど	治癒するまで

第2種(飛沫感染する感染症)

病名	登園停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	紅斑性の発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)、帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで
アデノウイルス	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	医師により伝染のおそれがないと認められるまで

第3種(学校教育活動を通じて流行を広げる可能性がある感染症)

病名	登園停止期間
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	症状が改善し医師により伝染のおそれがないと認められるまで(家族で感染した方がいる場合でも本人が発症していなければ停止の必要はありません。園にはご一報ください)
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	

※上記感染症にかかった場合は、**医師からの「登園許可書」**を園に提出してください。

条件によって登園停止が必要な感染症

症状が改善し、医師により伝染のおそれがないと認められれば登園できます。その後であっても保護者の方の判断で欠席された場合は2日間は停止扱いとします。回復後登園時には保護者記入の「登園届」をご提出ください。

家族で感染した方がいる場合でも本人が発症していなければ停止の必要はありません。ご一報いただければ、園でも注意できますのでよろしくお願いします。

第3種(学校教育活動を通じて流行を広げる可能性がある感染症)

病名	登園許可のめやす
溶連菌感染症	抗生剤治療後24時間を経て解熱し、全身状態良好となったとき
ウイルス肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化したとき
手足口病(ヘルパンギーナ)	発熱や咽頭・口腔内に強い症状がなく、かつ解熱し全身状態が安定していれば可
伝染性紅斑(りんご病)	発疹のみで全身状態良好となったとき
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、症状改善し全身状態良好となったとき
流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐から回復し、全身状態良好となったとき

登園停止の必要はないと考えられる感染症

受診をし、適切な処置を受けてください。登園時には保護者記入の「登園届」をご提出ください。(欠席された場合でも出席停止にはなりません)

第3種(学校教育活動を通じて流行を広げる可能性がある感染症)

病名	留意事項
アタマジラミ	シラミの駆除。タオル・クシ・ブラシの共有を避ける。着衣・シーツ・枕カバー・帽子の洗濯と熱処理。発見したら一斉に駆除することが効果的
水いぼ	原則としてプールを禁止する必要はないが、二次感染のある場合は禁止とする
とびひ	病巣の処置と被覆。共同の入浴やプールは避ける。炎症症状の強いものや広範なものでは、病巣をガーゼ等で覆い、直接接触を避けるようにする